

損保ジャパン日本興亜総合研究所 小林 篤

第8回 保険の仕組み－危険選択・健全円滑な事業運営のための対策

保険の歴史には、近代的保険システムを成立させる要素がいくつも現れている。保険の仕組みを理解するために、第3回、第4回、第5回第6回で保険の歴史で学んだ。第7回、第8回、第9回では、保険の仕組みを取り上げる。

今回は、保険の仕組みのうち、危険選択・健全円滑な事業運営のための対策について説明する。

1. 危険選択の必要性和難しさ：逆選択とモラルハザードへの対処

長期的に保険金支払能力を確保するには保険事業を継続することが不可欠である。保険事業の継続には、危険選択を欠かさない。しかし、危険選択には、逆選択・モラルハザードという難しい問題がある。

2. 健全円滑な事業運営のための対策：不当利得への対処

健全円滑な事業運営のためには、不当利得への対処が必要

3. 発展問題

キーワード 危険選択、情報の非対称性 逆選択・モラルハザード、不当利得対策

1. 危険選択の必要性と難しさ：逆選択とモラルハザードへの対処

1.1 (1) ロイズにおける危険選択・アンダーライティング

危険選択・アンダーライティング：

保険会社が、保険加入者の危険度を評価し、保険引受の可否とリスクに見合った契約条件・保険料を決定すること

参照 第3回説明資料 2. 海上保険事業に必要な機能・専門職が揃ったロイズの形成と保険事業の原型

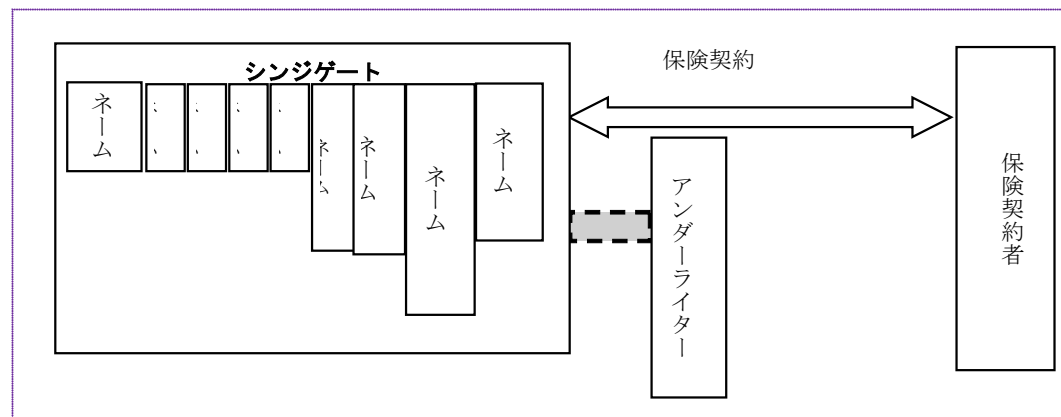
2.4 資本提供に対する配当実現のために保険引受利益を実現する専門職

リスクを引き受けるか否か、引き受ける条件を決めるアンダーライター

保険引受の専門職：アンダーライター

シンジケートに属する専門的なアンダーライターが、利益があがるように、保険契約の引受可否、引受条件・引受金額を決定

生命保険では「危険選択」の用語、損害保険では「アンダーライティング」の用語が用いられることが一般的。



1.1 (2) 現代における危険選択の事例

自動車保険（米国）の事例

自動車保険に加入申込しても拒絶されることがある。

自動車事故のリスクに応じて、自動車保険市場は分かれている。

- ・ 標準自動車保険市場：標準的リスクのみを引受ける保険会社と標準的なリスクの被保険者
- ・ 非標準自動車保険市場：標準的なリスクより高いリスクのみを引受ける保険会社と標準的なリスクより高いリスクの被保険者

自動車保険申込が拒絶された保険契約者向けの仕組みがある。

残余市場機構（residual market mechanism）：

Automobile Assigned Risk Insurance Plan（保険会社は、他社が拒絶した加入者の自動車保険を割当的義務として引受）、

joint underwriting association（共同引受機構）などの方式

生命保険（日本）の事例

- 医的診査 生命保険会社の保険医・社医が、実際の死亡リスクの判断材料を提供
- 保険会社が引き受ける死亡リスクの範囲と引受謝絶

優良体・・・・・・・・・・割引

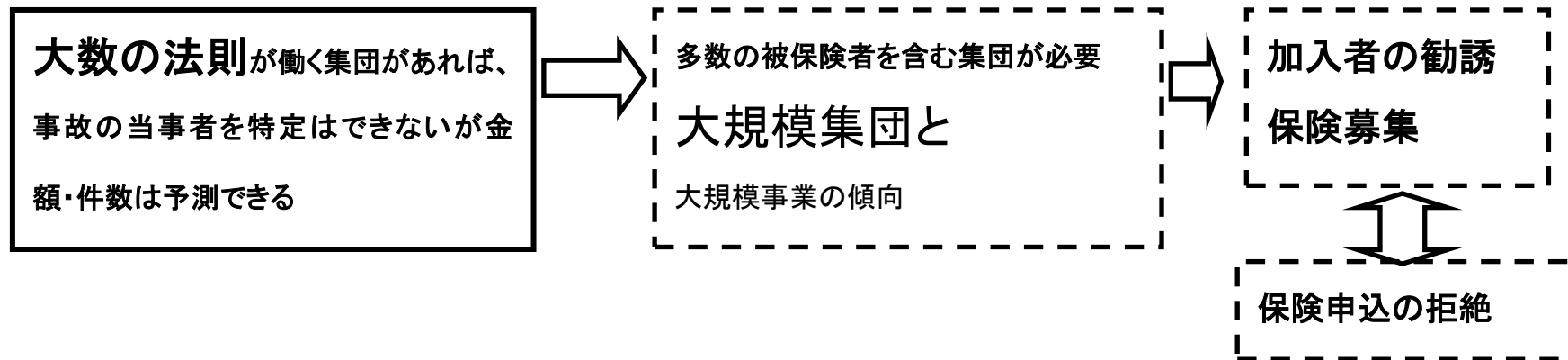
標準体

標準下体、条件体・・・・条件付引受

謝絶体・・・・・・・・・・引受謝絶

1.1 (3) 加入勧誘と加入拒絶の併存という不思議

保険事業は大きな集団が必要なので加入者の獲得に努める一方、保険申込を拒絶することもある



1.3 任意加入の保険では、保険料負担して保険に付けたいリスクのみが市場で取引される

Q 任意に保険に加入する者は、リスクに見合わない高い保険料を支払って加入するか？

・リスクに見合った保険料

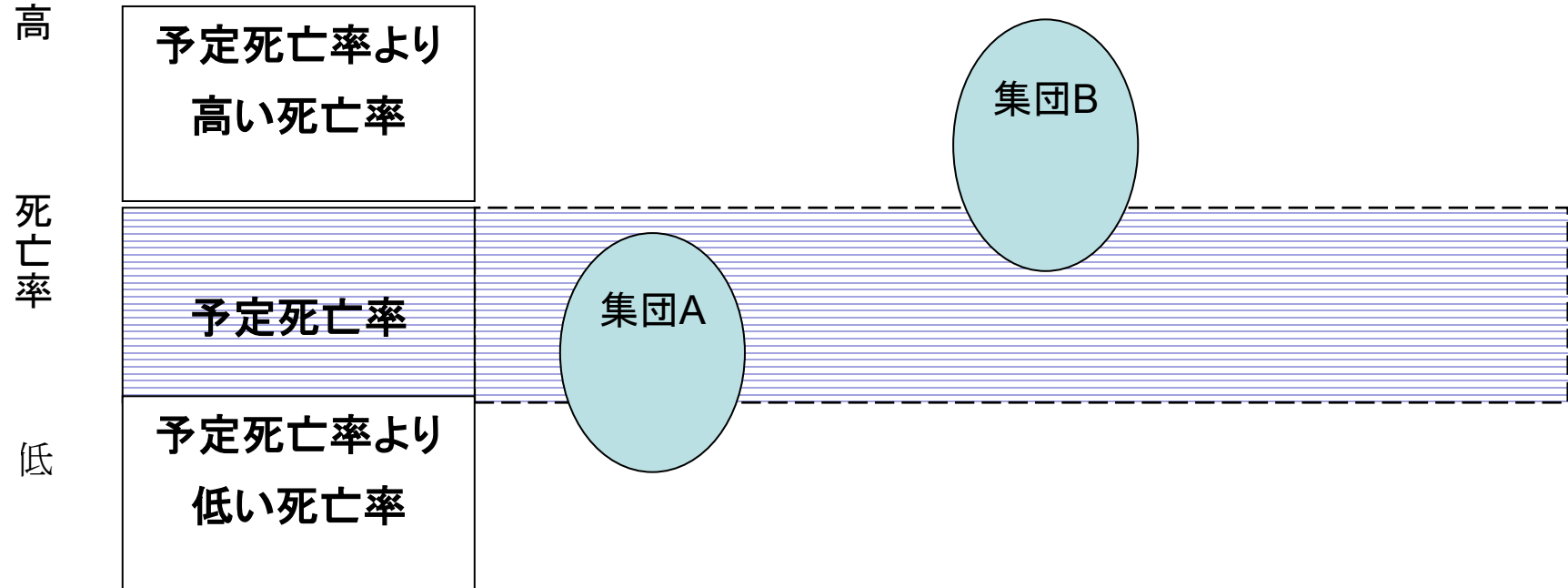
高いリスクには高い保険料、低いリスクには低い保険料として、任意保険は運営されている。任意加入の保険では、リスクに見合った保険料にする必要がある。そうでないと、リスクに見合わない利用者の超過分は他の利用者が負担することになり、リスクに見合わない高い保険料を払うことになり、任意保険の加入の阻害要因になる。

・加入申込者のリスクに見合っていない低い保険料の保険の申込

リスクが高いのにリスクに見合っていない低い保険料の保険の申し込みがある場合がある。しかし、保険可能性がない者も保険加入を申し込むことがあるため、保険加入を申し込んだ者全てを引受けることはできない。引受拒絶は、任意保険が成立するために必要となるときがある。

1.1 (4) 危険選択をする場合としない場合の保険事業の継続性

Q 基礎率に比べて死亡率が高い被保険者が大多数となると、生命保険の保険収支はどうなるか？



集団 B では、保険収支は赤字になり、事業の継続は不可能になる。集団 A では保険収支は黒字になり事業の継続は可能になる。

危険選択は、任意加入の民間保険で、その事業の対象とする保険集団の保険収支を黒字にすること

→危険選択が適切に実施されれば、その保険事業は継続できる。長期的に保険金支払能力を確保するには保険事業を継続することが不可欠である。

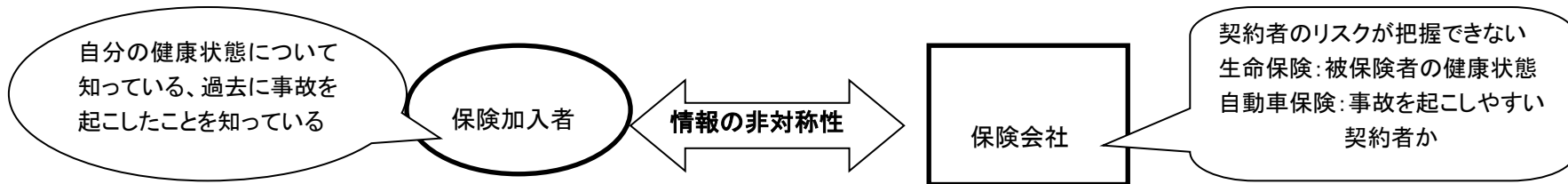
さらに資本の提供者に配当も可能になる。配当付保険では、配当が可能になる。

1.2 危険選択の難しさ

保険加入者を選択する危険選択は保険事業の収支に直結するが、実際には多くの困難を伴う

情報の非対称性問題

Q 情報の非対称性：保険会社は被保険者のリスクを充分知ることが可能か？



保険会社は、保険加入者のリスクに関する情報を十分入手できない可能性がある。保険会社と保険加入者とは、同程度の必要な情報が得られていない。保険加入者の方が、必要な情報を多く持っている。

情報劣位の保険会社が直面する問題：逆選択とモラルハザード

情報の非対称性は、危険選択・アンダーライティングを困難にする。

保険加入時の逆選択と、保険加入後のモラルハザードの二つの問題がある。

- **逆選択 (Adverse selection) - (保険加入時)**

保険者の利益に反する選択（保険分野での伝統的見方。危険を選択することは保険者側のものであるはずだが・・・）

① 損保の例：自動車事故を平均より起こしやすい人が、実際のリスクより低い保険料で自動車保険に加入する、あるいは自動車保険が引受けられないリスクの人が自動車保険に加入する傾向のこと。

② 生保の例：健康状態の悪い人が、実際のリスクより低い保険料で生命保険に加入する傾向のこと。

⇒逆選択への対処方法：医的診査、加入者からの告知と告知しない場合のペナルティなど

- モラルハザード (Moral hazard) - (保険加入後)

実体的な危険または事故を起こす原因となることとに影響を与える心理的な要素・道徳的な危険事情 (保険分野での伝統的見方)。

道徳崩壊という意味で使われることがあるが、もともとは保険に由来することば。

① 損保の例：自動車保険の加入者が、意図的にスピード運転をして事故発生の確率が高まってしまう状況が生まれる。

② 生保の例：死亡保険金を受け取るため、被保険者を殺害してしまう状況が生まれること。

⇒モラルハザードへの対処方法：

被保険者と保険会社が、事故の結果生ずる損害・不利益を分かち合うリスク・シェアリング

(例) 損害額全額を支払わない一部保険、支払保険金から一定額を控除する免責方式、

支払保険金の上限を設ける填補限度額

2. 健全円滑な事業運営のための対策：不当利得への対処

2.1 不当利得を起こしやすい仕組み

少額の保険料負担で高額な保険金支払となるため、不当利得を得ようとする者が出てくる。

・高いレバレッジ： 保険料と保険金との比率の問題

少額の保険料負担 高額な保険金支払

参照 第5回説明資料 1.2 近代的保険システム概念の導入

福沢諭吉が、保険の概念を紹介

「災難請合とは商人の組合ありて、平生無事の時に割合の金を取り
萬一其人に災難あれば組合より大金を出して
其の存亡を救う仕法なり。
其の大趣意は、一人の災難を大勢に分ち

保険は、多数の人から保険料を集めプールし、少数の被害者に支払う仕組み

僅かの金を棄て
大難を通る譯にして」

保険料は、保険金と比べるとわずかの額であり、返還されない。

保険料

保険金

○ 不当利得の事例

- 火事の際のヤケブトリ・・・ 火事で家屋等が焼失したあと、家屋等の金額より多い保険金を受け取る

- 他人の生命保険を不法な目的で利用する

保険金受取人制度の悪用

2.2 不当利得対策

保険引受時の危険選択、保険法、生命保険における保険受取人制度悪用などの局面で対策が実施されている

・引受（危険選択）時の対策

保険引受時・保険金支払時のチェック

保険約款の規定：保険契約の内容を細かく定めた保険約款にも不当利得排除のための条項を設けている

・法律による対策（保険法）

法律で契約類型を決める

損害保険契約 偶然な事故全てに対して、実際に生じた損害を支払う→実損以上に支払わない制度上の仕組み

被保険者は、保険の対象となる物、事故に関して保険を付ける権利を法的に持っていることを条件とする。

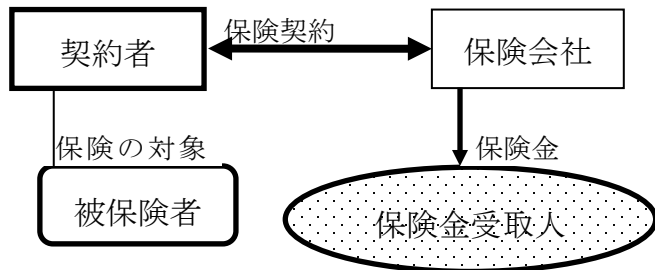
- ・被保険利益（insurable interest 保険の領域の限界を画すると考えられているもの）があって、損害保険契約が成立する。保険価額（被保険利益の価額）以上には保険金は支払えない。

生命保険契約 人の生存または死亡に関して、保険契約時に決めた金額を支払う。損害の額などは問わない仕組み。

→少額の保険料を支払い、多額の保険金を得ようとする、不当利得を狙う者が出てくる可能性。

2.2(1) 生命保険の保険金受取人制度

生命保険の当事者



生命保険では、保険金受取人を保険契約時に定めることが一般的

配偶者 A が保険契約者となり、配偶者 A が被保険者となって、配偶者 B が保険金受取人になる場合があるし、
 配偶者 A が保険契約者となり、配偶者 A が被保険者となって、子ども C が保険金受取人になる場合もあるし、
 配偶者 A が保険契約者となり、配偶者 B が被保険者となって、配偶者 A が保険金受取人になる場合がある。

保険金受取人になる者が、契約者となり保険料を支払うケースもある。契約者、被保険者、保険金受取人は、それぞれ契約上自由に決められることになっていると、多様な需要に応えられる。

しかし、不当利得を考える者が悪用することもありうる。

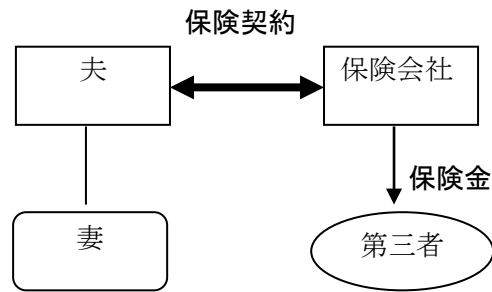
保険契約者等が保険金取得のために被保険者に危害を加える危険性（道徳危険）が存在する

→対処策の必要性

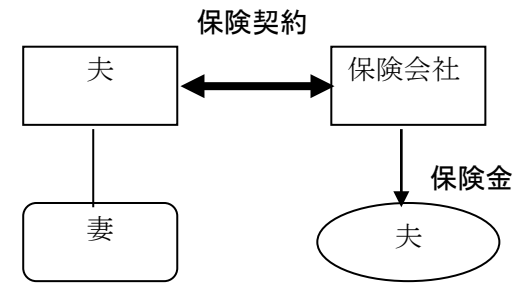
2.2(2) 生命保険の保険金受取人制度悪用への対処方法

同意主義、親族主義などに基づく仕組みが実施されてきた

<同意主義の例>



<親族主義の例>



同意主義：被保険者の同意があることを要件として、保険金受取人を特定の他者にすることができる

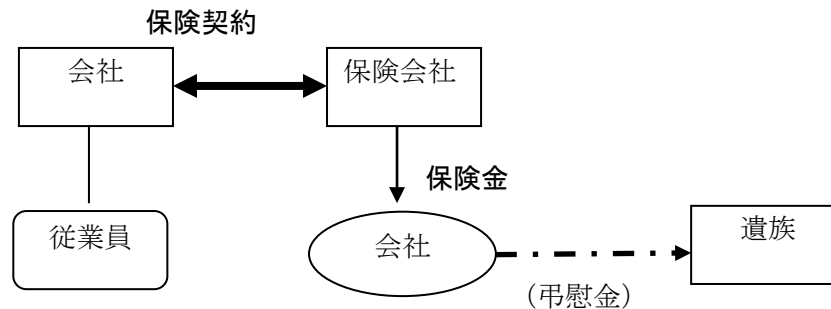
親族主義：被保険者の親族であることを要件として、保険金受取人を特定の他者にすることができる

2.2(3) 同意主義が可能にする企業の弔慰金制度

生命保険は、企業が従業員の遺族に弔慰金を支払う弔慰金制度を実施するために利用されることがある
(従業員の死亡事故は企業にとって偶然であり、生命保険を利用するのは合理的・实际的)

この場合、従業員の集団が被保険者となり、保険金受取人が会社となる団体契約となる（総合福祉団体定期保険）
 従業員全員から個別に同意を得る方法ではなく、労働組合等から一括して同意をえる方法が採用されている

Q 従業員が被保険者となる団体契約に加入しない場合に、企業はどんな問題に直面するか



3. 発展問題

ロイズでは、シンジケートに属する専門的なアンダーライターが、利益があがるように、保険契約の引受可否、引受条件・引受金額を決定し、ネームへの配当ができる利益を挙げ、ネームからの出資を確保して、事業を継続してきた。近代的な民間保険システムでは、危険選択を行って、事業を継続できるようにしてきた。ロイズと近代的民間保険システムでは、どのような違いがあるだろうか。

個人の技能に依存するアプローチが情報の非対称性問題への対処という問題を認識して問題解決をはかるアプローチとの違いに留意する。